

## 協議会規約改正（案）

### □改正内容

- 事務局の追加
- 委員の追加

### □規約、規程の改正点

#### ■奈良中心市街地公共交通活性化協議会設置規約の改正点

- 事務局の追加（第 8 条第 2 項）
- 委員の追加（委員名簿）

#### ■奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局規程の改正点

- 事務局の追加（第 3 条第 4 項）

# 奈良中心市街地公共交通活性化協議会設置規約(案)

平成22年3月16日制定

## (設置)

第1条 奈良中心市街地公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域内における公共交通にかかる施策の実施に向け、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うために設置する。

また、この協議会は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域内における住民の生活に必要な輸送の確保その他公共交通の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

## (協議事項等)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 連携計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 連携計画に基づく事業の実施に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることができない。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、職により協議会の委員となっている委員がその職を退いたときは、委員を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第5条 会長は、奈良市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

## (監事及び監査)

第6条 監事は、委員の中から会長が指名する。

- 2 監事は、協議会の会計監査を行う。
- 3 監事は、会計監査の結果を協議会の会議において報告しなければならない。

#### (会議の運営)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、出席委員の過半数をもって決定することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 6 会議は原則として公開とする。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

#### (事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、奈良県道路建設課、[奈良県奈良公園室](#)及び奈良市交通バリアフリー推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。

#### (財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### (協議会が解散した場合の措置)

- 第11条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。
- 2 解散の日に残存する物品については、奈良県の負担金をもって購入したものは奈良県に、奈良市の負担金をもって購入したものは奈良市に、それぞれ帰属するものとする。  
ただし、これによりがたい場合は、奈良県及び奈良市が双方協議の上決定する。

(規約の変更)

第12条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成22年 3月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年 6月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年 8月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年 8月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年 4月 5日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年 8月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和 元年 7月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2年 9月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4年 1月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4年 4月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4年 7月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5年 1月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5年 7月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6年 7月 5日から施行する。

附 則

この規約は、令和 6年 7月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

## 奈良中心市街地公共交通活性化協議会 委員名簿

役職	所属団体	職
会長	奈良市	市長
副会長	京都大学大学院工学研究科都市社会工学専攻	教授
委員	近畿運輸局奈良運輸支局	支局長
	近畿地方整備局奈良国道事務所	所長
	奈良市自治連合会	代表
	奈良市中心市街地活性化研究会	会長
	公益社団法人奈良市観光協会	会長
	西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部阪奈支社 地域共生室長
	近畿日本鉄道株式会社	創造本部 未来創造部長
	公益社団法人奈良県バス協会	専務理事
	奈良交通株式会社	乗合事業部 統括部長
	一般社団法人奈良県タクシー協会	専務理事
	奈良県タクシー協会奈良市部会	代表
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長
	奈良県奈良警察署	署長
	奈良県警察本部交通部交通規制課	課長
	奈良県奈良土木事務所	所長
	奈良県県土マネジメント部	次長
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局	次長	
奈良県産業部観光局	次長	
奈良市都市整備部	部長	

# 奈良中心市街地公共交通活性化協議会事務局規程(案)

平成22年3月16日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良中心市街地公共交通活性化協議会設置規約(以下「規約」という。)第8条の規定に基づき、奈良中心市街地公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の資料作成に関すること
- (3) 協議会の庶務に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長及びその必要な職員を置く。

2 事務局長は、奈良県道路建設課長をもって充てる。

3 事務局次長は、奈良市交通バリアフリー推進課長をもって充てる。

4 事務局員は、奈良県道路建設課、奈良県奈良公園室及び奈良市交通バリアフリー推進課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局次長は、奈良市のみに関する事項及び奈良市のみが負担する負担金を財源とする事項について、事務局長は、それ以外の事項について、それぞれ次の各号に掲げる事項を専決することができるものとする。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること
- (3) 物品及び現金の出納に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、奈良県又は奈良市においてそれぞれ定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、その名称、形状、書体、寸法、用途、個数、保管場所及び管理者は、別表のとおりとする。

2 前項の公印の保管は、事務局長及び事務局次長がそれぞれ行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 8月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 8月19日から施行する。

附 則

この規定は、令和 元年 7月30日から施行する。

附 則

この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規定は、令和 4年 4月28日から施行する。

附 則

この規定は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	保管場所 (管理者)				
奈良中心市 街地公共交 通活性化協 議会 会長之印	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">議 会 会 長 之 印</td> <td style="padding: 2px;">通 活 性 化 協</td> <td style="padding: 2px;">街 地 公 共 交</td> <td style="padding: 2px;">奈 良 中 心 市</td> </tr> </table>	議 会 会 長 之 印	通 活 性 化 協	街 地 公 共 交	奈 良 中 心 市	楷書	21×21	会長名をも って発する 文書	2	奈良県道路建 設課 (事務局長)  奈良市交通バ リアフリー推進 課 (事務局次長)
議 会 会 長 之 印	通 活 性 化 協	街 地 公 共 交	奈 良 中 心 市							